

参加者の有無を確認する公募手続きに係る参加意思確認書の
提出を求める公示

令和6年2月9日

近畿地方整備局長

見坂 茂範

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

1. 当該招請の主旨

本業務は、近畿地方整備局の職員が公務を行うにあたりタクシーを利用するため必要なタクシー券の供給を受けるものである。

従前から当局との間で契約締結に必要とする条件を満たすと認められる者（以下、「特定法人」という。）を契約の相手方とする契約手続を行う予定としているが、特定法人以外の者で、下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

公募の結果、応募者がいない場合もしくは、下記4.の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあつては、特定法人との契約手続に移行する。

なお、下記4.の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあつては、特定法人及び当該応募者との契約手続に移行する。

2. 業務概要

(1) 業務名

一般旅客自動車乗車券発給業務

(2) 業務内容

近畿地方整備局の職員が公務を行うにあたりタクシーを利用するため必要なタクシー券の供給を受けるものである。

(3) 履行期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

3. 業務目的

本業務は、近畿地方整備局の職員が公務を行うにあたりタクシーを利用するため必要なタクシー券の供給を受けることにより、当局の業務の円滑な推進を図ることを目的とする。

4. 応募要件

(1) 基本的要件

① 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

② 近畿地方整備局長から指名停止を受けている期間中でないこと。

- ③ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省が発注する業務等からの排除要請があり、当該状態が継続しているものでないこと。
- ④ 会社更生法に基づき更生手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者（「競争参加者の資格に関する公示」（令和5年3月31日付け衆議院庶務部会計課長、参議院庶務部会計課長、国立国会図書館総務部会計課長、最高裁判所事務総局経理局長、会計検査院事務総長官房会計課長、内閣府大臣官房会計課長、デジタル庁会計担当参事官、復興庁会計担当参事官、総務省大臣官房会計課長、法務省大臣官房会計課長、外務省大臣官房会計課長、財務省大臣官房会計課長、文部科学省大臣官房会計課長、厚生労働省大臣官房会計課長、農林水産省大臣官房参事官（経理）、経済産業省大臣官房会計課長、国土交通省大臣官房会計課長、環境省大臣官房会計課長、防衛省大臣官房会計課長。以下、「令和5年3月31日付け公示」という。）に基づく「会社更生法及び民事再生法開始に基づく更生手続の決定等を受けた者の手続」を行った者を除く。）でないこと。
- ⑤ 近畿地方整備局長から説明書の交付を直接受けた者であること。

(2) 契約締結に関する要件

- ① 事務取扱手数料及び乗車券発行手数料を要しないこと。
- ② 乗車券に関しては、47都道府県でのタクシーの乗車が可能であること。
- ③ 使用料金を請求する際には、使用済みタクシー乗車券及び請求金額の内訳として、使用済みタクシー乗車券の番号毎の利用明細書が提出できること。

5. 手続等

(1) 担当部局

〒540-8586

大阪市中央区大手前3-1-41 大手前合同庁舎 8階

近畿地方整備局 総務部 契約課 購買第一係

電話06-6942-1141 内線2536

E-mail kkr-ekimu-20@gxb.mlit.go.jp

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

令和6年2月9日から令和6年2月16日までの土曜日、日曜日、休日を除く毎日10時00分から16時00分まで(説明書交付申請書(別紙)の提出期限は交付期間最終日の12時00分まで)。上記5.(1)に同じ。

電子メールにて交付を行う。

電子メールに説明書交付申請書(別紙)を添付し提出すること(着信を確認すること)。

また、電子メールの件名に「一般旅客自動車乗車券発給業務」を記載すること。

上記の方法によりがたい場合は、書面により交付を行う。なお、郵送(着払)による交付を希望する場合は上記5.(1)に問い合わせること。

(3) 参加意思確認書の提出期限、場所及び方法

提出期限：令和6年2月19日12時00分

提出場所：上記5.(1)に同じ。

提出方法：持参又は郵送（書留郵便等配達記録が残るものに限る。）若しくは電子メール（件名に「一般旅客自動車乗車券発給業務」を記載すること、着信を確認すること。）による。

なお、押印を省略する場合は、「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を参加意思確認書に記載すること。

6. その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口 上記5.(1)に同じ。

(3) 本業務は令和6年4月1日から履行を開始するものとする。

また、本業務は、契約相手方の決定及び契約締結を令和6年4月1日とする。
なお、本業務は、令和6年度予算が成立し、支出負担行為計画示達となされることを条件とした契約であり、当該業務にかかる令和6年度予算が成立し、支出負担行為計画示達が令和6年4月2日以降となった場合は、契約相手方の決定及び契約締結は支出負担行為計画示達日とする。

また、暫定予算となった場合は、予算措置が全額計上されているときは全額の契約とするが、全額計上されていないときは、本予算成立までの間については、全体の契約期間に対する暫定予算の期間分のみの契約とし、本予算成立後に全額の契約とする。

(4) 詳細は説明書による。

説明書交付申請書（兼：受領書）

近畿地方整備局長 見坂 茂範 宛

下記業務の説明書を交付願います。

※資料の交付を申請する場合は、本紙を<kk-ekimu-20@gxb.mlit.go.jp>までメールで送付してください。

業 務 名 : _____

会 社 名 : _____

担当者氏名 : _____

電話番号 : _____

メールアドレス : _____

※メールにて交付資料を受領されましたら、
「その旨メールをご返信いただくか」または
「本紙に受領年月日を記入のうえメールでご返信ください」

受領年月日 _____ 令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日